

千葉銀行自由金利型定期預金3年（確定拠出年金専用）

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本内容

自動継続定期預金です。
長期に渡り安定した運用が可能です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3. 預入期間

3年（満期日は預入日の3年後の応当日です。）

4. 商品提供金融機関

株式会社千葉銀行

5. 約定利率の決定方法

約定利率は金融情勢等に応じて随時見直します。

6. 適用金利

預入時の約定利率を満期日まで適用します。
（固定金利）

7. 利払方法

満期日または期限前解約時に一括して利息を支払います。
満期日には、利息を元金に組入れて前回と同一期間のこの預金に自動継続します。
中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヶ月ごとの複利計算によります。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取扱い

満期日に利息を元金に組入れて前回と同一期間のこの預金に自動継続します。

なお、満期日前に解約される場合には下記の期限前解約利率を適用し、元金と利息を払戻します。

11. 期限前解約の取扱い

満期日前に解約する場合には、預入日（または継続日）から解約日前日までの日数に応じて、つぎの期限前解約利率（小数点第3位以下切捨）により計算した利息とともに払戻します。

- 6ヶ月未満 解約日における普通預金利率
- 6ヶ月以上1年未満 約定利率の40%
- 1年以上1年半未満 約定利率の50%
- 1年半以上2年未満 約定利率の60%
- 2年以上2年半未満 約定利率の70%
- 2年半以上3年未満 約定利率の90%

なお、解約日の普通預金利率を下回る場合は普通預金利率を適用する。

12. 一部解約の取扱い

この預金については、元金の一部を解約することができます。

①一部解約の場合、一部解約分の利息は、預入日（または継続日）から一部解約日の前日までの日数に応じた期限前解約利率によって計算します。

②一部解約後の残金の利息は、預入日（または、継続日）から満期日までの日数および預入時（または継続時）の約定利率によって計算し、満期日に一部解約後の残金に組入れて前回と同一期間のこの預金に自動継続します。

③預入日の異なる複数の預金明細があり、預替え等で支払いを行う場合には、支払時から見て預入日（継続をした時は最後の継続日）の古いものから順に支払いを行います。

13. お申込み単位

預入金額は1円以上1円単位です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者毎の持分についての計算は元金によるものとします。

なお、加入者個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

千葉銀行自由金利型定期預金3年(確定拠出年金専用)

本商品は元本確保型の商品です

16. セーフティーネットの有無

本商品は預金保険の対象になっております。
 本商品を含め、定期預金等については、1金融機関毎に1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。(定額保護※)
 ただし、商品提供金融機関(千葉銀行)に、本商品以外に定額保護の対象預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。
 (※定額保護は、預金保険の対象預金のうち後述する決済用預金以外の預金に適用されます。)
 なお、金融機関名義の預金は預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金保険の対象預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。
 これとは別に決済用預金(※)については、全額保護されます。
 (※決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金をいいます。)

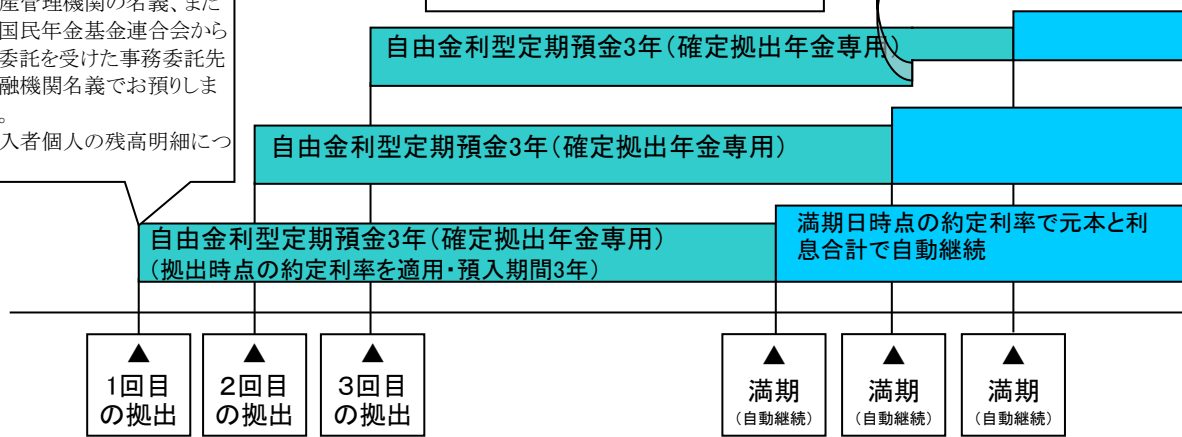
17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、預入日(または継続日)から3年後の満期日に約定利率で計算した利息を元金に組み入れて、自動継続します。
 また、預入期間の途中で期限前解約(一部解約を含みます)した場合でも、所定の期限前解約利率により計算した利息と元金を払戻します。
 商品提供金融機関(千葉銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息は当該破綻金融機関の財産状況に応じて支払われるため一部減額される可能性があります。

商品の説明図

同じ日の定期預金をまとめて資産管理機関の名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義でお預りします。
 加入者個人の残高明細につ

いつでも一部解約し、他の商品へ預け替えができます。その場合の利率は、引出し部分は期限前解約利率、残金部分は預入日または、継続日の約定利率とします。



■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。